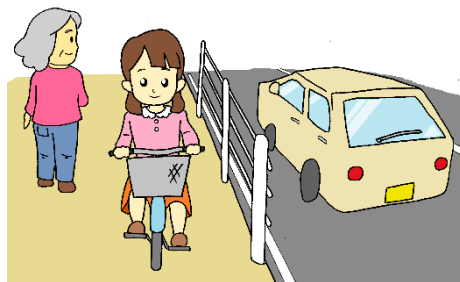


にほん こうつうあんぜん
日本における交通安全ガイド
ほこうしゃ じてんしゃ
～歩行者・自転車～



ひょうごけんけいさつほんぶこうつうぶ
兵庫県警察本部交通部



しりょう しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちょう
この資料は、出入国在留管理庁のホームページ (<https://www.moj.go.jp/isa/>)
ひょうごけんけいさつほんぶこうつうぶこうつうきかくか さくせい
をもとに、兵庫県警察本部交通部交通企画課が作成しています。

1 信号の色の意味



青色：進むことができます。

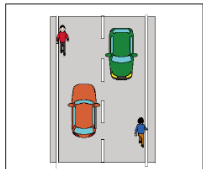
黄色／青色がついたり消えたりする。
 : 車はとまります。人は渡り始めてはいけません。

赤色：止まります。




2 道を歩きます

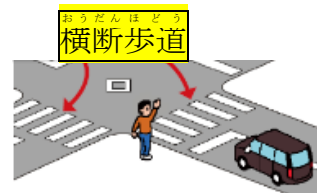
- 歩道（人が歩くための道）を歩きます。
- 歩道がない所では、道の右側を歩きます。



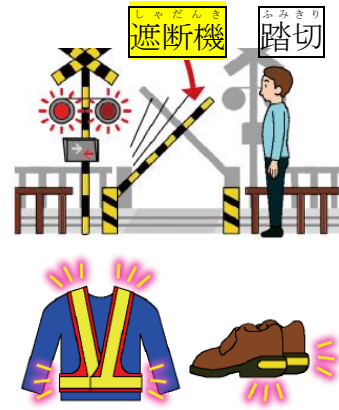
- 道を渡るときは、信号がある所や横断歩道などを渡ります。

- このマーク→  がある所を渡ってはいけません。

- 横断歩道では、手をあげたり、車やオートバイを運転している人を見たりして、横断歩道を渡ることを伝えます。それから、道が安全かどうかを確かめてから渡ります。



- 道を渡っているときも、車やオートバイが来ないかよく見ます。
- 踏切では、警報器の音がしているときや、遮断機が下り始めたときは渡ってはいけません。

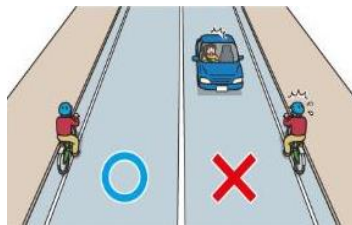


- 夜、歩くときは、白や黄色など明るい色の服を着たり、車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けたりして、車を運転する人からよく見えるようにします。

3 自転車の乗ります

- 自転車は法律では車と同じです。

自転車が走ってもいい所



車が走る道の一番左



このマーク→  がある道
茶色や青色の道
(自転車だけの道)



このマーク→  がある道
(人と自転車の道)

- ・ この絵のように、車が走る道に近い所を走ります。
- ・ すぐに止まることができるようにゆっくり走ります。
- ・ 歩いている人の邪魔にならないように、自転車を降りたり、止まったりします。

じてんしゃの
自転車に乗るときのルール



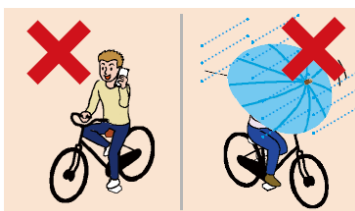
お酒を飲んだとき、自転車に乗ってはいけません。



1台の自転車に二人で乗ってはいけません。



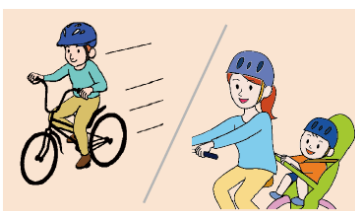
他の自転車の横に並んで走ってはいけません。



傘をさしたり、携帯電話（スマートフォン）を使ったりしながら運転してはいけません。



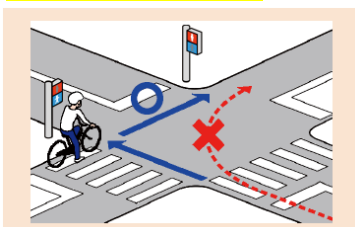
夜など、暗いときはライトをつけなければなりません。



大人の自転車に子供を乗せるときや、12歳以下の子供が自転車を運転するとき、子供はヘルメットをかぶります。

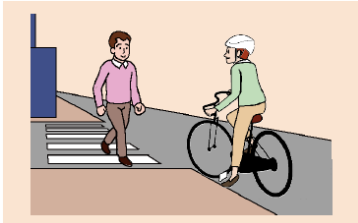
大人も、自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶりましょう。

こうさてんとお
交差点を通るとき

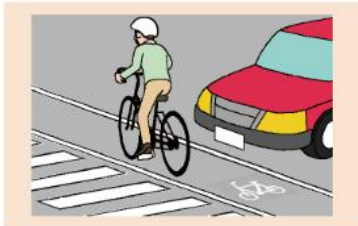



右に曲がる時、この絵の青い線のように進みます。

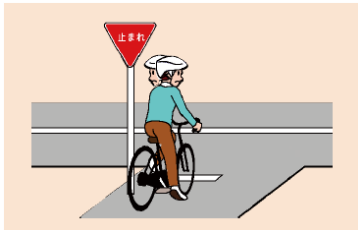
赤い線のように斜めに進んではいけません。




ひだりま 左に曲がる時、ある 歩いてる人がいたら、と
ま まります。



こうさてん ちかみち じてんしゃ え 交差点やその近くの道に、自転車の絵→ 
がかいてあったら、そこをとお 通ります。



このマーク→  があるところでは、いちどと
ま 止まらなければなりません。あんぜん 安全かどうか、まわ 周りをよ
くみ すす 見てから進みます。

**じてんしゃ ほけん
自転車の保険**

- あなたがじてんしゃ 事故をおこしたときのために、ほけん 保
けん はい 険に入ります。あなたがけがをしたときや、ほか
ひと 人にけがをさせてしまったときなどに、ほけん かいしゃ 保
か 険の会社か
かね からお金がでます。
- ひょうごけん 兵庫県では、ほけん 保
けん はい 険にはいらないです。
じてんしゃ みせ き 自転車の店などで聞いてください。

